

令和元年度 第2回

神戸市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

令和2年2月

保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

目 次

I 令和2年度 神戸市国民健康保険事業（案）について

1	制度運営	1 頁
2	事業見込み	2 頁
3	令和2年度の制度改正（案）	6 頁
4	保険料収納	7 頁
5	医療費の適正化	8 頁
6	保健事業	10 頁

II	令和2年度 神戸市国民健康保険料について	14 頁
----	----------------------	------

I 令和2年度 神戸市国民健康保険事業（案）について

1 制度運営

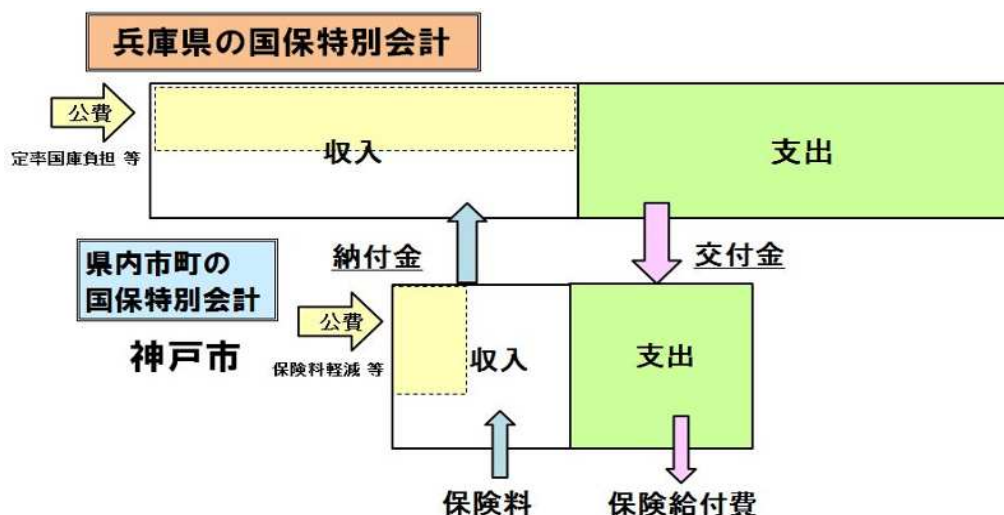
平成30年度より、都道府県が財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることとなっている。

一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理や保険給付、保険料の規定の決定・賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなっている。

神戸市国民健康保険としては、兵庫県国民健康保険運営方針を踏まえ、市民の医療を受ける機会の確保や健康の増進に果たすべき役割を十分に認識し、引き続き健全な事業運営を行っていく。

【財政運営の仕組み】

- ・兵庫県が財政運営の責任主体となり、保険給付に必要な費用を全額、県内市町に対して支払う。
- ・兵庫県が、県内市町ごとに国保事業費納付金の決定、「標準保険料率」の公表及び算定を行い、県内市町は「標準保険料率」を参考に保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、県に納付金を納める。



2 事業見込み

区 分	令和元年度見込	令和2年度見込	伸び率
世 帯 数	211,971 世帯	208,113 世帯	▲1.8%
被保険者数	321,311 人	309,868 人	▲3.6%
(再掲) 介護第2号被保険者数	96,815 人	93,788 人	▲3.1%
総医療費	1,249 億円	1,223 億円	▲2.1%
被保険者1人 当たり医療費	388,866 円	394,799 円	1.5%
被保険者1人当たり レセプト件数/年	18.40 件	18.55 件	0.8%
レセプト1件 当たり医療費	21,139 円	21,288 円	0.7%

<参考> 兵庫県見込み

区 分	令和元年度見込	令和2年度見込	伸び率
保険給付費	1,088 億円	1,076 億円	▲1.1%
被保険者1人 当たり給付費	337,075 円	344,781 円	2.3%
1人当たり基準額 (国保事業費納付金・本算定)	140,468 円	144,126 円	2.6%

保険料の算定期期

保険料の算定方法については、国民健康保険法の規定により条例で定めている。

医療分保険料、後期高齢者支援金分保険料と介護分保険料（40歳以上65歳未満の被保険者）について、それぞれ賦課総額、加入者の所得に応じた所得割額、加入者数に応じた均等割額、1世帯あたり定額の平等割額の算定方法を具体的に定め、保険料率を決定したときは速やかに告示することとしている。

神戸市国民健康保険においては、適正な保険料率を算定するため、毎年5月に加入者の前年所得が確定した時点で保険料率を決定している。

区 分		30年度	元年度
医療分	所得割料率	8.17%	8.58%
	均等割額	30,710円	33,700円
	平等割額	21,360円	24,040円
	限度額	58万円	61万円
後期高齢者 支援金分	所得割料率	3.11%	3.44%
	均等割額	11,670円	13,300円
	平等割額	8,110円	9,490円
	限度額	19万円	19万円
介護分	所得割料率	3.41%	4.18%
	均等割額	15,600円	19,700円
	平等割額	7,050円	8,890円
	限度額	16万円	16万円

※医療分・・・その年に県が必要と見込んだ保険給付費の県内総額から国の補助金等を除いたものを、医療費水準や所得水準に応じて県内市町に割り当てた納付金等をもとに、基礎控除後所得に応じて納めていただく所得割、世帯の加入者数に応じて納めていただく均等割、1世帯あたり定額の平等割の3つの合計で負担していただいている。

※後期高齢者支援金分・・・その年に国に納付すべき後期高齢者支援金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準に応じて県内市町に割り当てた納付金等をもとに、神戸市国保の加入者に、医療分同様、所得割、均等割、平等割の3つの合計で負担していただいている。

※75歳以上の後期高齢者医療にかかる財源は、公費（5割、国：県：市＝4：1：1）、75歳以上の方の保険料（1割）、現役世代からの支援金（4割）から成り立っている。現役世代からの支援金については、各保険者の加入者数に応じた負担となっており、国においてその納付額が定められている。

※介護分・・・その年に国に納付すべき介護納付金の県内総額から国の補助金等を除いたものを、所得水準に応じて県内市町に割り当てた納付金等をもとに、40歳以上65歳未満の国保加入者に、医療分同様、所得割、均等割、平等割の3つの合計で負担していただいている。

※介護保険にかかる財源は、公費（5割、国：県：市＝2：1：1）、65歳以上の方（1号被保険者）の保険料（23%）、40歳から65歳未満の方（2号被保険者）の保険料（納付金、27%）から成り立っている。各保険者は2号被保険者数に応じて納付金を負担することとなっている。

参考

平成30年度からの保険料算定方式

平成30年度から、兵庫県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、兵庫県国民健康保険運営方針において、将来的な統一保険料を目指す方向性が示される中で、下記のとおり保険料算定方式の変更を行った。

○賦課割合

兵庫県が定める標準保険料率の算定基礎となる賦課割合に変更

所得割：均等割：平等割＝（従前） 50：30：20

（変更後） 45：38：17（介護分は42：41：17）

○神戸市独自の所得控除

配偶者控除及び扶養親族にかかる所得控除を廃止したうえで当分の間、子ども（18歳以下）、障害者、寡婦（夫）の控除を継続

- ①18歳以下の子どもの人数に応じて・・・33万円
- ②障害者・寡婦（夫）・・・26万円
- ③同居特別障害者・・・53万円
- ④住民税非課税の障害者・寡婦（夫）・・・92万円

神戸市独自の所得控除について

国民健康保険法施行令の改正を受け、所得割保険料の算定方式を、平成26年度から基礎控除後所得方式（総所得金額等から基礎控除の33万円を控除した後の所得額をもとに所得割保険料を算定する方式）に変更した。

この変更に伴い、平成25年度以前の住民税課税方式（総所得金額等から各種所得控除額を控除する方式）より大幅に保険料が増加しないように、所得割算定用所得を計算する際に、住民税上の扶養親族、障害者、寡婦（夫）に対する所得控除を適用することとした。

平成30年度から、被扶養者のうち、配偶者・扶養親族（18歳以下の子どもを除く）に係る独自控除を廃止し、18歳以下の子ども、障害者、寡婦（夫）の控除を継続することとした。

○激変緩和措置

平成30年度からの保険料算定方式の見直しにより、保険料負担が急激に増加しないように、平成29年度の算定方式で計算した保険料より増加する場合、増加額を本来増加する金額の15%までとする緩和措置を実施（差額×0.85を控除）

※令和元年度以降、平成29年度算定方式の保険料と当該年度の保険料との差額（増加額）を、毎年度段階的に引き上げ、令和6年度で緩和措置を終了する。

元年度：30%（差額×0.70を控除），2年度：45%（差額×0.55を控除），3年度：60%（差額×0.40を控除），4年度：75%（差額×0.25を控除），5年度：90%（差額×0.10を控除），6年度：緩和措置終了

3 令和2年度の制度改正（案）

（1）令和2年度の保険料賦課限度額（予定）

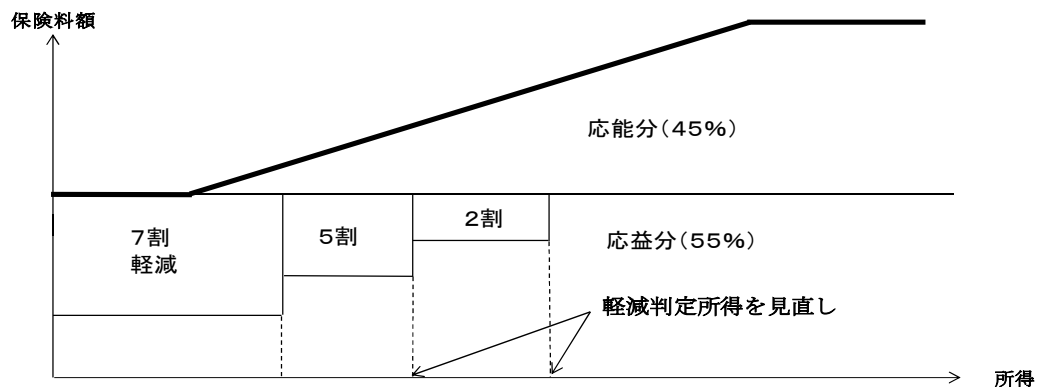
中間所得層の負担緩和を図る観点から、保険料賦課限度額を見直すため政令が改正された。

	医療分	後期高齢者 支援金分	医療分 +後期分	介護 納付金分	合計
31年度	61万円	19万円	80万円	16万円	96万円
2年度 (予定)	63万円 (+2万円)	19万円 (据え置き)	82万円 (+2万円)	17万円 (+1万円)	99万円 (+3万円)

※神戸市においては、政令基準にあわせ、賦課限度額の見直しに必要な国民健康保険条例の改正を予定している。

（2）低所得者に対する保険料軽減判定所得の見直し（予定）

低所得者に対する保険料軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえた見直しを図るため政令が改正された。



保険料軽減判定基準額

軽減割合	現行	改正後
2割	33万円 + <u>51万円</u> × 被保険者数	33万円 + <u>52万円</u> × 被保険者数
5割	33万円 + <u>28万円</u> × 被保険者数	33万円 + <u>28.5万円</u> × 被保険者数
7割	33万円	変更無し

※市独自の減免制度（低所得）についても、上記の国基準に合わせて変更する。

（国民健康保険条例施行規則の改正を予定）

(3) 激変緩和措置の見直し（予定）

緩和措置について、将来的な保険料統一に向けて標準保険料に近づけていくため、平成29年度算定方式からの増加額の上限を30%から15%引き上げて45%とする条例改正を予定している。

(4) 東日本大震災被災者への対応（予定）

東京電力福島第一原子力発電所事故による警戒区域等から転入した被災者について、国民健康保険料及び医療機関等を受診した際の一部負担金等の支払いの免除措置を厚生労働省の通知に合わせて令和2年度も延長する。

(5) 70歳以上のみの世帯の国保高額療養費支給申請の簡素化（予定）

平成29年3月31日に国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令が施行されたことにより、世帯主及び世帯員全員が70歳以上である場合の高額療養費の支給申請について、市町村の判断により手続きを簡素化することが可能となった。令和2年4月より対象世帯の申請を基本的に初回のみとし、対象世帯の負担軽減及び事務効率の改善を図る。

4 保険料収納

国民健康保険は高齢者や低所得者の占める割合が高いという構造上の問題を抱えており、近年その傾向が更に顕著になっている。

保険料の収納実績の向上は、国保財政の基本的収入を確保するとともに、被保険者間の負担の公平を確保する観点から重要な課題であり、引き続き、以下の収納対策に取り組む。

(1) 継続的な取り組み

① 多様な納付機会の確保

加入者の利便性を確保するためコンビニエンスストアでの収納を実施しており、平成30年度からは公的年金からの特別徴収を開始した。

区役所・支所等の窓口ではキャッシュカードがあれば届出印不要で簡単・迅速に口座振替申込の手続きができるため、さらなる口座振替利用率の向上を目指す。

② 減額・減免の適用

保険料の負担軽減として、前年所得に基づく減額（国制度）及び当該年度の見込み所得に基づく減免（市制度）を適用している。

本市では減免制度を広く適用できるよう努め、これらの減額・減免により、約8割の方の保険料が軽減されており、ホームページ等による周知によって、適切な軽減制度の適用に努めていく。

③納付相談による収納の確保

短期被保険者証等の交付により区役所窓口での納付相談の機会を確保し、世帯の生活状況等を伺いながら、減額・減免や分納等の相談も含めた、世帯の状況に応じた対応に取り組んでいく。

④滞納整理事務の適切な実施

再三の呼びかけを行っても納付に応じない世帯に対しては、納付資力調査（財産調査）を実施し、財産があるにもかかわらず納付に応じない世帯等に対しては、被保険者負担の公平性を確保するため、差押えなどの滞納処分を実施している。

今後も引き続き、自主的な納付を促すことを基本としつつ、必要に応じて滞納処分を実施することで適切に対応していく。

また、一時に保険料の納付が困難な状態にある世帯に対して徴収を猶予する徴収猶予制度の運用については、神戸市税の取り扱いを準用しているため、神戸市国民健康保険条例で「神戸市市税条例第9条の2の規定の例による」と規定するとともに、地方税と取り扱いが異なる徴収猶予の期間についても、延長する場合の限度を1年までとしている取り扱いを明記する条例改正を行うことで、現行の運用を明文化することを予定している。（国民健康保険条例の改正にあわせ、国民健康保険条例施行規則の改正を予定）

（2）新たな取り組み（令和2年度実施予定）

令和元年度から民間業者への委託により実施している電話催告を拡大する形で、令和2年度からは、制度の正しい理解の周知と長期的滞納の予防を図るため、保険料等の問い合わせに対応する専用コールセンターの通年設置を検討している。（後期高齢者医療と併せて実施を想定）。

5 医療費の適正化

国民健康保険においては、被保険者数の減少により総医療費は減少しているが、1人あたり医療費は毎年増加している。

今後も高齢化や医療の高度化などに伴う医療費の増加が見込まれる中、医療費の適正化は国民健康保険の財政運営の安定化を図る上で大きな課題であり、引き続き、以下の取り組みを行う。

(1) レセプト点検の実施

レセプト点検員による資格点検・内容点検を実施する。

※平成 29 年度から点検員を増員し体制を強化

資格点検と内容点検の効果額（合計額）

	平成29年度	平成30年度	令和元年4～10月	令和元年度(見込)
効果額	377,863千円	349,703千円	197,404千円	338,407千円

(2) 柔道整復及び鍼灸あん摩・マッサージ療養費の適正化

柔道整復療養費および鍼灸あん摩・マッサージ療養費の申請書について全件点検を実施する。

(3) 海外療養費の支給の適正化

海外療養費の支給適正化のため、外国語で記載された診療内容明細書又は領収明細書を翻訳し、療養等を受けたとされる海外の医療機関等に対して受診状況の照会を行うことにより、不正請求の防止に取り組む。

※令和元年 8 月～ 海外出産による出産育児一時金についても同様の点検を実施

(4) 第三者求償事務の強化

交通事故など第三者の行為により医療を受けた場合に、国民健康保険が負担した分を第三者に求償する事務を強化するため、求償事務に必要な専門知識を有する職員（嘱託 1 名、損害保険会社 O B）を配置し、直接第三者への求償事務を行う。

(5) ジェネリック医薬品差額通知の実施

ジェネリック医薬品の使用割合を高めるため、主に生活習慣病について、ジェネリック医薬品に変更した場合の、一部負担金の差額を被保険者個人ごとに通知する。

また、「ジェネリック医薬品お願いカード」を保険証に同封して全世帯に配布する。

差額通知の送付件数：令和元年度は約 12,000 通（令和元年 12 月実施）

ジェネリック医薬品の使用割合：75.6%（令和元年 11 月時点）

（同時期の全国平均：調査中）

国の定める目標値 80.0%（令和 2 年 9 月までに）

さらに、令和元年 12 月に、過去 12 か月分の調剤レセプトからジェネリック医薬品の使用割合が 60%以下の薬局 60 件に対して、啓発のために各薬局の使用割合を通知するとともに、使用が進まない要因についてのアンケートを実施している。集計結果は 2 月中に分析予定であり、今後の取り組みの検討材料としていく。

6 保健事業

平成30年3月に策定した第2期神戸市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（平成30～35年度）に基づき、生活習慣病等の予防に向けた保健事業を実施していく。

（1）新たな取り組み

①健康ライフプラザにおける「健康リスク改善支援事業」の実施（令和元年度）

健康ライフプラザ4階トレーニング施設において、健診結果が生活習慣病で要指導域等の健康リスクのある方や65歳以上の市民を対象に、令和元年12月より運動処方を中心とした指導プログラムを実施しており、健康リスク改善やフレイル予防を図っていく。

②ICTを活用した特定保健指導（令和元年度）

市民PHR「MY CONDITION KOBE」の活用によるオンライン特定保健指導を令和2年1月より開始しており、拠点会場における特定保健指導対象者に案内を実施していく。

③重複処方を受けている者に対する啓発等（見直し）（令和元年度）

重複処方を受けている者に対し、これまでは訪問にて服薬内容の確認を実施していたが、新たに文書にてお薬手帳の適正利用の啓発等を行う（令和2年2月実施予定）。

④糖尿病および糖尿病性腎症治療中の者に対する保健指導（令和2年度実施予定）

平成25年度より腎症重症化予防として、未治療者等に対する医療機関受診勧奨を実施しているが、令和2年度より、糖尿病および糖尿病性腎症で医療機関を受診中の保健指導が必要な者に対する支援を、長田区・北区をモデルに主治医と連携を図りながら実施する。

⑤高血圧対策（令和2年度実施予定）

令和2年度より、高額な医療費が生じる虚血性心疾患や脳血管疾患に着目し、その基礎疾患である重度の高血圧者に対して受診勧奨や生活習慣改善指導に取り組み、対象者の生活の質の維持・向上および医療費適正化を目指す。

（2）引き続き実施していく取り組み

①特定健診・特定保健指導の実施

40歳から74歳の国保加入者を対象に行う特定健診・特定保健指導を、指定医療機関、健診実施機関に委託して実施している。

法定報告の結果や受診状況等により次のような実施方法等の見直しを適宜行っていく。

ア. 特定健診受診券送付の見直し

4月1日時点で神戸市国民健康保険に加入している40歳から74歳の者に対し、令和元年度までは誕生日を基準にして年4回受診券を送付していたが、令和2年度は、特定健診を希望する時期により受診しやすくする目的で、4月から5月に全対象者へ一括送付する。

(受診券発行件数)

平成30年度	令和元年度(見込)	令和2年度(見込)
248,907件	240,059件	232,169件

イ. 特定保健指導の見直し

特定健診の結果に基づき、対象者が自ら生活習慣における課題を認識し、行動変容と自己管理を行うことができるよう、特定保健指導を指定医療機関、健診機関（2カ所）への委託により実施している。

これまでは、特定保健指導はマン・ツー・マンで実施してきたが、令和2年度は対象者を8人程度まとめた集団指導も実施を予定している。

平成30年度法定報告	対象者(A)	利用者数	終了者数(B)	終了者の割合(B/A)
特定保健指導	8,302人	1,150人	916人	11.0%
積極的支援	1,646人	210人	111人	6.7%
動機付け支援	6,656人	945人	805人	12.1%

(参考：平成29年度法定報告対象者数8,542人、実施率6.9%)

<参 考> 特定健診・特定保健指導の実施状況（法定報告より）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績	特定健診受診率	32.4%	32.9%	33.5%	33.7%	-
	特定保健指導実施率	8.7%	7.9%	6.9%	11.0%	-
目標	特定健診受診率	50%	55%	60%	36.0%	38.0%
	特定保健指導実施率	40%	50%	60%	10.0%	13.0%

(参考：平成30年度法定報告兵庫県市町平均 特定健診受診率 35.1%
特定保健指導実施率 25.4%)

ウ. 特定健診受診率・特定保健指導実施率向上対策

a) セット健診(特定健診・特定保健指導とがん検診の同日実施)の実施機会拡充

平成27年度より健康ライフプラザでセット健診を開始し、平成30年度には兵庫県予防医学協会健診センターが追加され、現在、2ヵ所で実施している。同日実施の利便性が好評であることから、実施機会の拡充を図っていく。

b) 兵庫区・長田区における訪問による受診勧奨・利用勧奨

特定健診受診率の低い兵庫区・長田区において重点勧奨地区を選定し、訪問等による受診勧奨・特定保健指導の利用勧奨を実施する。

c) 拠点会場における健診当日のみなし初回保健指導の実施

平成30年度の運用改正に伴い、健診当日の結果から把握可能な特定保健指導のみなし対象者に対して、初回保健指導を実施する。

d) 拠点会場受診者への個別結果説明等の実施

健康ライフプラザ、兵庫県予防医学協会健診センター、長田区役所における受診者に対し、個別に健診結果を説明し、必要な者に対して特定保健指導初回面談を実施する。

e) インセンティブ付与事業（ヘルスケアポイント）の実施

41歳から69歳の特定健診の受診者に対するインセンティブとして、希望者に大腸がん検診の無料受診クーポンまたは、はりきゅうマッサージ助成券（65歳以上）を送付する。

②30歳健康診査による生活習慣病の早期発見

早い時期からのリスク評価や生活習慣病の早期発見により、生活習慣病の予防・重症化予防を目的とした30歳健康診査を実施する。

③糖尿病性腎症等の重症化予防対策

ア. 糖尿病性腎症重症化予防事業

a) 訪問等による保健指導

医療レセプトより糖尿病性腎症のハイリスク者となる糖尿病の治療中断者、また特定健診結果により糖尿病治療が必要な医療機関の未受診者を確認し、受診勧奨を中心とした訪問等による保健指導を実施する。

b) SIB を活用した糖尿病性腎症重症化予防事業（令和元年度で完了）

平成 29 年度にソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）を活用し、糖尿病性腎症のハイリスク者に対して、生活習慣改善等による腎機能低下抑制を目的とした 6 ヶ月間の保健指導プログラムを実施した。平成 30 年度に中間評価（プログラム修了率・生活習慣改善率）を実施、令和元年度末に最終評価（腎機能低下抑制率）を行う。

6 ヶ月間の保健指導実績（29 年度）：109 人（うち事業評価対象者 105 人）

	目標値	実績
プログラム修了率	80%	100%
生活習慣改善率	75%	95%
腎機能低下抑制率	80%	令和元年度評価予定

イ.慢性腎臓病（CKD）予防事業

特定健診の結果から把握した腎機能低下のハイリスク者のうち、医療機関未受診者に対して、文書・電話・訪問による受診勧奨を中心とした保健指導を実施する。

ウ.健康ライフプラザにおける健康教室の開催

特定保健指導の対象にはならない（メタボではない）が、生活習慣病のリスクがある者を対象に、健康ライフプラザで糖尿病予防教室および慢性腎臓病予防教室を開催する。

④フレイルチェックの実施

心身の活力が低下し介護が必要な状態に移行しやすいフレイルを早期発見し、生活習慣の見直しを促すことを目的としたフレイルチェックを、65歳および前年度にフレイルチェックを受けた66歳の国保加入者を対象に、特定健診の拠点会場や薬局において実施する。

Ⅱ 令和2年度 神戸市国民健康保険料について

令和2年度 神戸市国民健康保険料 試算

令和2年度の神戸市保険料率は、兵庫県が算定した令和2年度標準保険料率（仮算定）をもとに、神戸市独自の所得控除と緩和措置を考慮して試算

【令和2年度標準保険料率（仮算定）に基づく保険料率試算】

		神戸市保険料率			標準保険料率		
		元年度	2年度	差	元年度	2年度	差
医療分	所得割	8.58%	8.91%	0.33%	7.67%	7.96%	0.29%
	均等割	33,700円	35,430円	1,730円	31,234円	32,784円	1,550円
	平等割	24,040円	24,610円	570円	21,961円	22,653円	692円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.44%	3.13%	▲0.31%	2.78%	2.71%	▲0.07%
	均等割	13,300円	12,160円	▲1,140円	11,262円	10,986円	▲276円
	平等割	9,490円	8,440円	▲1,050円	7,918円	7,591円	▲327円
合計 医療+後期	所得割	12.02%	12.04%	0.02%	10.45%	10.67%	0.22%
	均等割	47,000円	47,590円	590円	42,496円	43,770円	1,274円
	平等割	33,530円	33,050円	▲480円	29,879円	30,244円	365円
介護分	所得割	4.18%	2.90%	▲1.28%	2.99%	2.46%	▲0.53%
	均等割	19,700円	14,120円	▲5,580円	15,587円	12,821円	▲2,766円
	平等割	8,890円	6,740円	▲2,150円	7,280円	6,442円	▲838円
合計 医療+後期 +介護	所得割	16.20%	14.94%	▲1.26%	13.44%	13.13%	▲0.31%
	均等割	66,700円	61,710円	▲4,990円	58,083円	56,591円	▲1,492円
	平等割	42,420円	39,790円	▲2,630円	37,159円	36,686円	▲473円

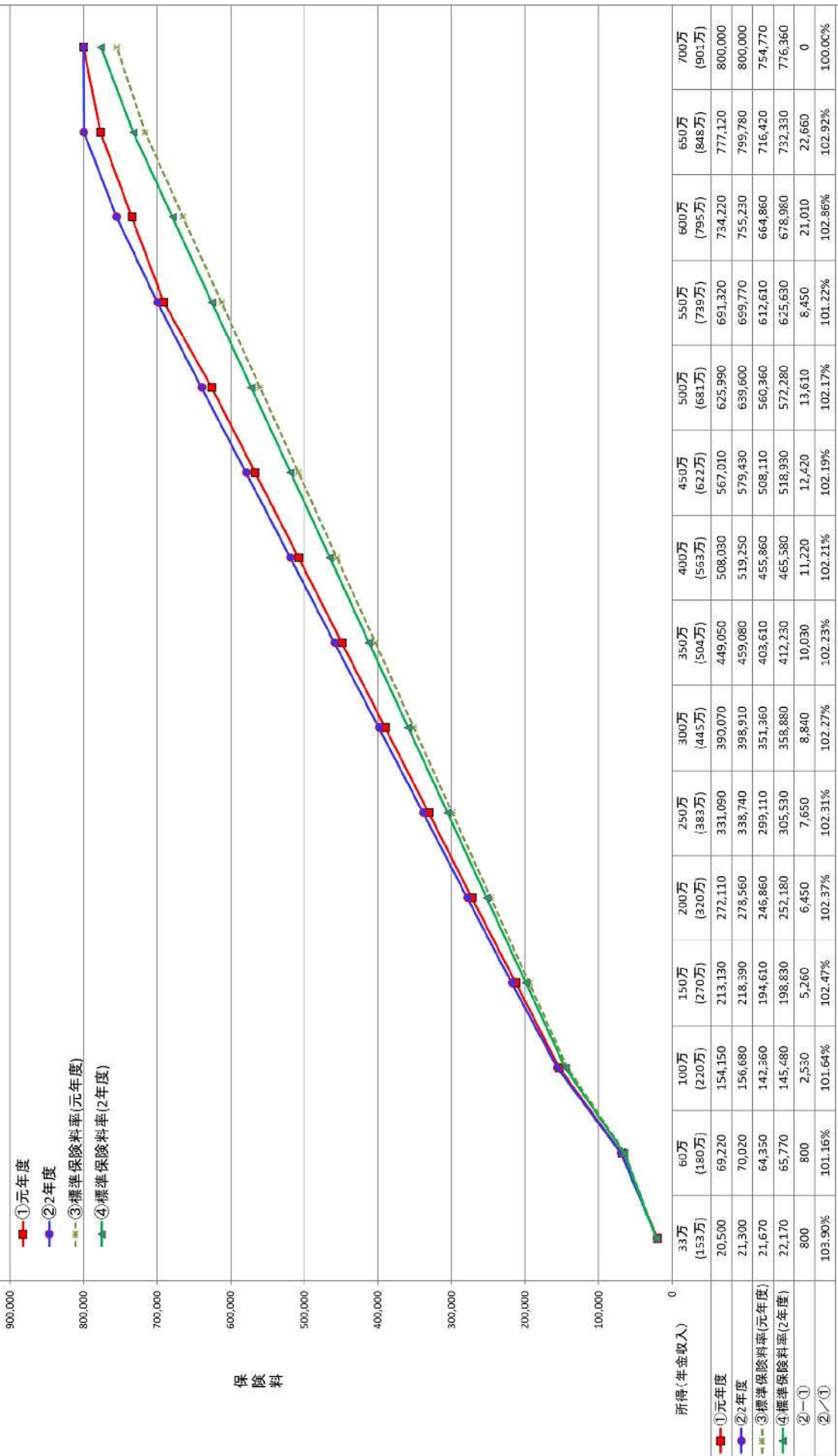
【令和2年度保険料額（試算）】 注：B1～B4は介護分を含む

- A-1 年金所得・単身世帯（65歳以上）
- A-2 年金所得・2人世帯（65歳以上夫婦）
- B-1 給与所得・単身世帯（40歳以上65歳未満）
- B-2 給与所得・2人世帯（40歳以上65歳未満）
- B-3 給与所得・3人世帯（40歳以上65歳未満夫婦+18歳以下子ども1人）
- B-4 給与所得・4人世帯（40歳以上65歳未満夫婦+18歳以下子ども2人）
- C-1 給与所得・単身世帯（40歳未満）
- C-2 給与所得・2人世帯（40歳未満夫婦）
- C-3 給与所得・3人世帯（40歳未満夫婦+18歳以下子ども1人）
- C-4 給与所得・4人世帯（40歳未満夫婦+18歳以下子ども2人）

<参考>令和2年度標準保険料率（本算定）

- ・医療分 所得割料率 7.93% 均等割額 32,694円 平等割額 22,590円
- ・後期高齢者支援金分 所得割料率 2.75% 均等割額 11,157円 平等割額 7,709円
- ・介護分 所得割料率 2.50% 均等割額 13,037円 平等割額 6,551円

A-1: 年金所得・单身世帯(65歳以上)



A-2: 年金所得・2人世帯(65歳以上夫婦)

①元年度
 ②2年度
 ③標準保険料率(元年度)
 ④標準保険料率(2年度)

1,000,000

900,000

800,000

700,000

600,000

500,000

400,000

300,000

200,000

100,000

所得(年金収入)

①元年度

②2年度

③標準保険料率(元年度)

④標準保険料率(2年度)

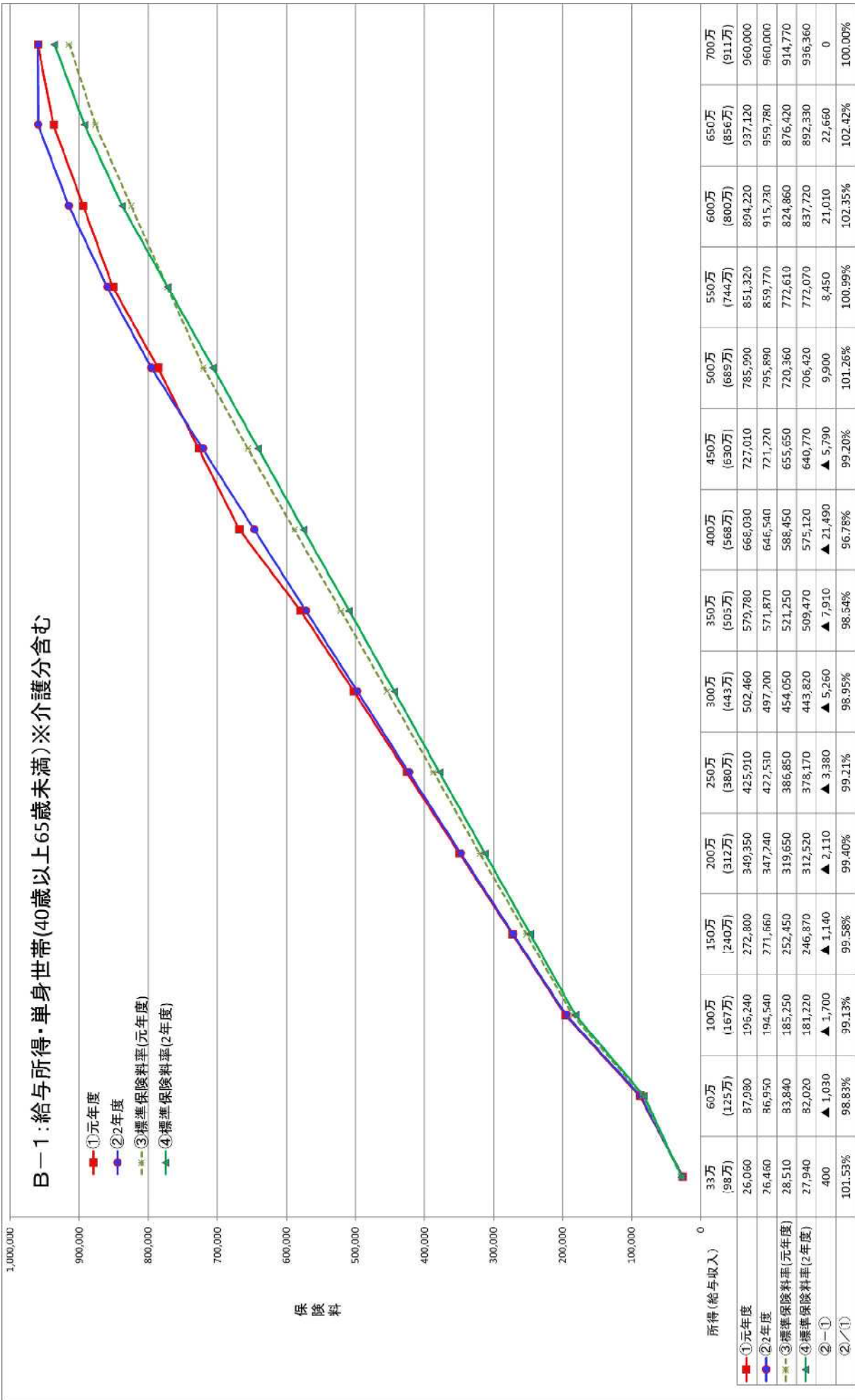
②-①

②/①

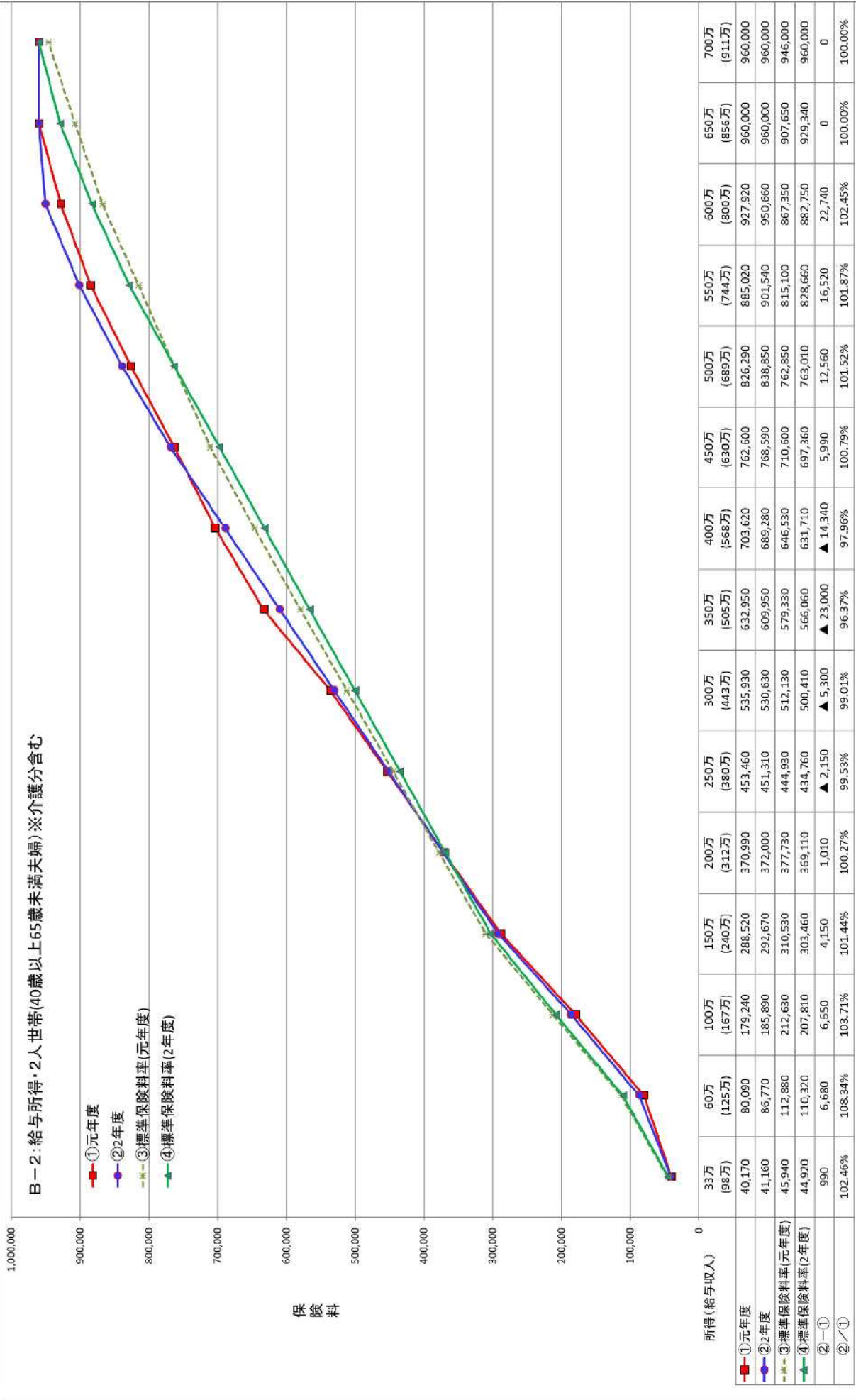
保
險
料

所得(年金収入)	33万 (153万)	60万 (180万)	100万 (220万)	150万 (270万)	200万 (320万)	250万 (383万)	300万 (445万)	350万 (504万)	400万 (563万)	450万 (622万)	500万 (681万)	550万 (739万)	600万 (795万)	650万 (848万)	700万 (901万)
①元年度	31,170	61,700	107,980	204,040	289,740	354,640	419,530	484,430	543,620	602,600	666,290	725,020	767,920	800,000	800,000
②2年度	32,780	69,280	115,980	212,670	298,460	362,370	426,280	490,190	554,110	618,020	678,850	741,540	790,560	800,000	800,000
③標準保険料率(元年度)	34,420	85,590	127,390	214,100	289,350	341,600	393,850	446,100	498,350	550,600	602,850	655,100	707,350	747,650	786,000
④標準保険料率(2年度)	35,300	87,660	130,340	219,020	295,950	349,300	402,650	456,000	509,350	562,700	616,050	669,400	722,750	769,340	800,000
②-①	1,610	7,580	8,000	8,630	8,720	7,730	6,750	5,760	10,490	15,420	12,560	16,520	22,740	0	0
②/①	105.17%	112.29%	107.41%	104.23%	103.01%	102.18%	101.61%	101.19%	101.93%	102.56%	101.89%	102.28%	102.96%	100.00%	100.00%

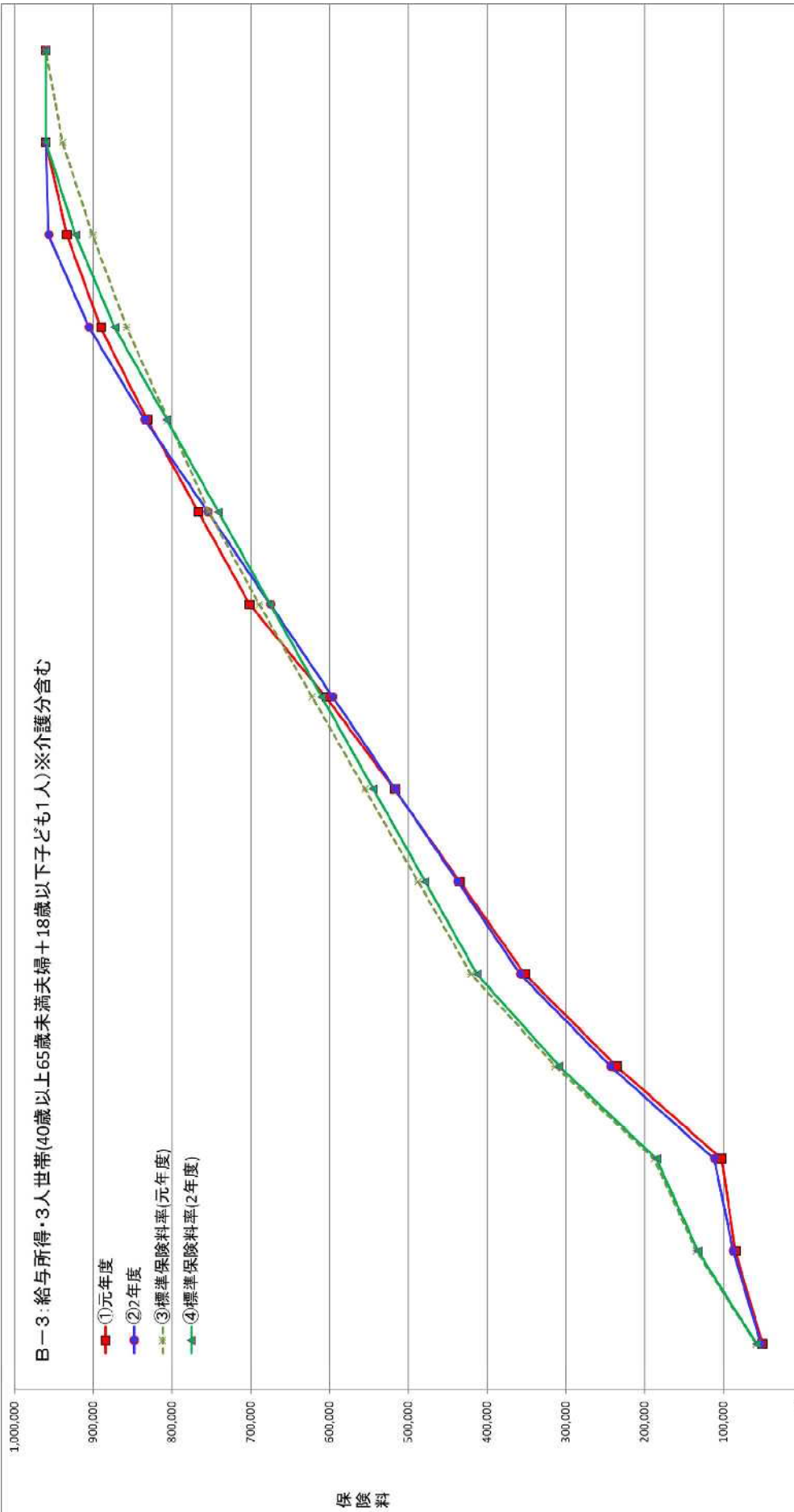
B-1. 給与所得・单身世帯(40歳以上65歳未満)※介護分含む



B-2: 給与所得・2人世帯(40歳以上65歳未満夫婦)※介護分含む



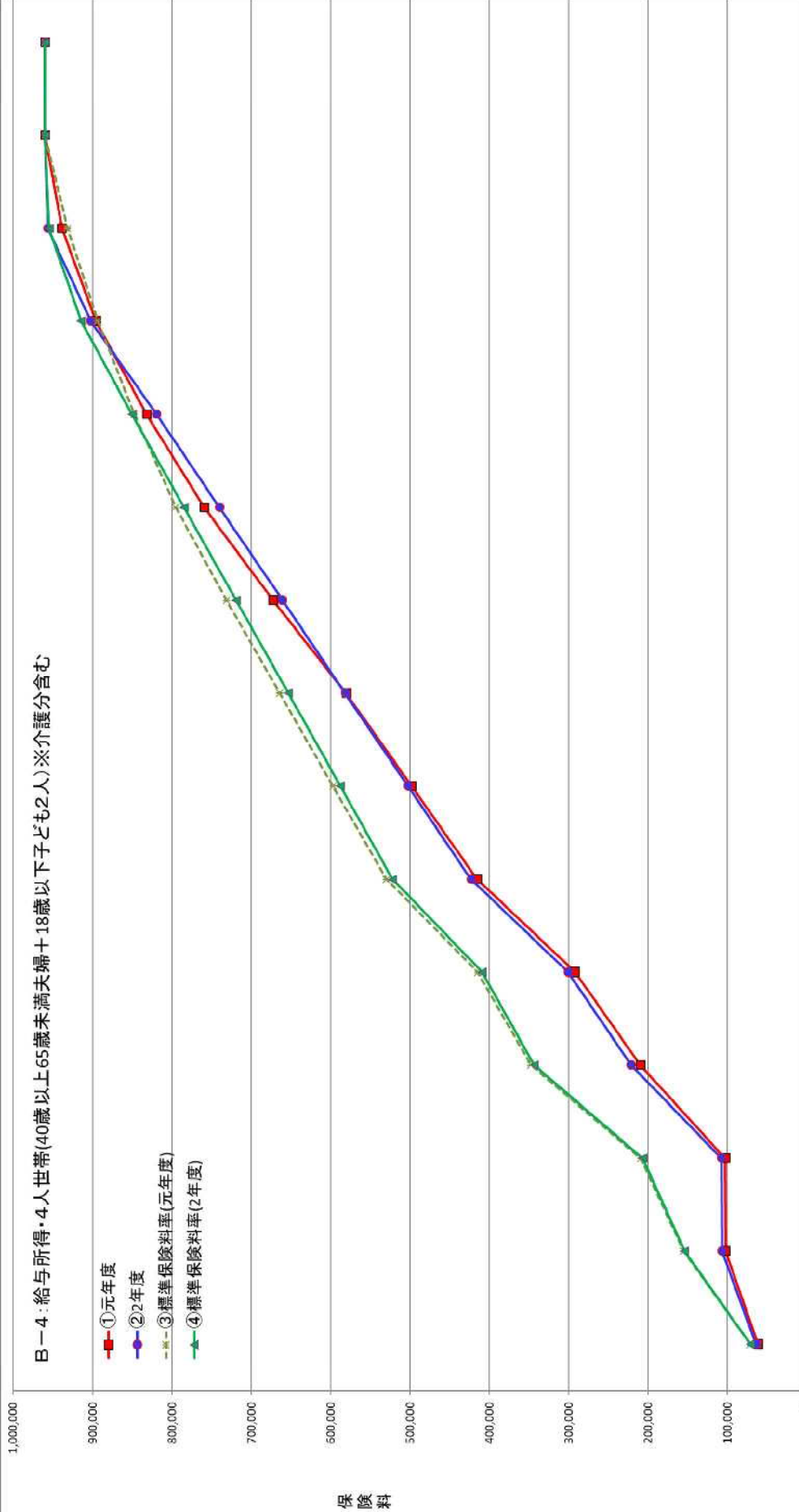
B-3: 給与所得・3人世帯(40歳以上65歳未満夫婦+18歳以下子ども1人)※介護分含む



	33万 (98万)	60万 (125万)	100万 (167万)	150万 (240万)	200万 (312万)	250万 (380万)	300万 (443万)	350万 (505万)	400万 (568万)	450万 (630万)	500万 (689万)	550万 (744万)	600万 (800万)	650万 (856万)	700万 (911万)
①元年度	50,830	84,730	102,420	235,730	352,110	434,570	517,050	604,410	701,520	766,480	831,530	890,410	933,310	960,000	960,000
②2年度	52,640	87,750	111,510	243,480	357,920	437,230	516,550	595,870	675,200	754,510	834,290	905,460	956,690	960,000	960,000
③標準保険料率(元年度)	58,680	134,130	187,890	313,830	420,230	487,430	554,630	621,830	689,030	753,100	805,350	857,600	900,540	938,890	960,000
④標準保険料率(2年度)	58,050	132,210	184,730	308,470	412,880	478,530	544,180	609,830	675,480	741,130	806,780	872,430	922,330	960,000	960,000
②-①	1,810	3,020	9,090	7,750	5,810	2,660	▲ 500	▲ 8,540	▲ 26,320	▲ 11,970	2,760	15,050	23,380	0	0
②/①	103.56%	103.56%	108.88%	103.29%	101.65%	100.61%	99.90%	98.59%	96.25%	98.44%	100.33%	101.59%	102.51%	100.00%	100.00%

B-4 給与所得・4人世帯(40歳以上65歳未満夫婦+18歳以下子ども2人)※介護分含む

- ①元年度
- ②2年度
- - ③標準保険料率(元年度)
- ▲ ④標準保険料率(2年度)



所得(給与収入)	33万 (98万)	60万 (125万)	100万 (167万)	150万 (240万)	200万 (312万)	250万 (380万)	300万 (443万)	350万 (505万)	400万 (568万)	450万 (630万)	500万 (689万)	550万 (744万)	600万 (800万)	650万 (856万)	700万 (911万)
①元年度	61,490	102,510	102,990	209,710	292,190	415,670	498,150	580,610	672,960	759,630	831,970	895,790	938,690	960,000	960,000
②2年度	64,120	106,880	107,550	221,730	301,050	423,150	502,460	581,790	661,110	740,430	819,740	902,550	956,530	960,000	960,000
③標準保険料率(元年度)	71,430	155,380	209,140	347,830	415,030	529,920	597,120	664,320	731,520	795,590	847,840	893,420	931,770	960,000	960,000
④標準保険料率(2年度)	71,180	154,090	206,610	343,500	409,150	522,300	587,950	653,600	719,250	784,900	850,550	914,570	955,110	960,000	960,000
②-①	2,630	4,370	4,560	12,020	8,860	7,480	4,310	1,180	▲11,850	▲19,200	▲12,230	6,760	17,840	0	0
②/①	104.28%	104.26%	104.43%	105.73%	103.03%	101.80%	100.87%	100.20%	98.24%	97.47%	98.53%	100.75%	101.90%	100.00%	100.00%

C-1: 給与所得・单身世帯(40歳未満)

①元年度
 ②2年度
 ③標準保険料率(元年度)
 ④標準保険料率(2年度)

1,000,000

900,000

800,000

700,000

600,000

500,000

400,000

300,000

200,000

100,000

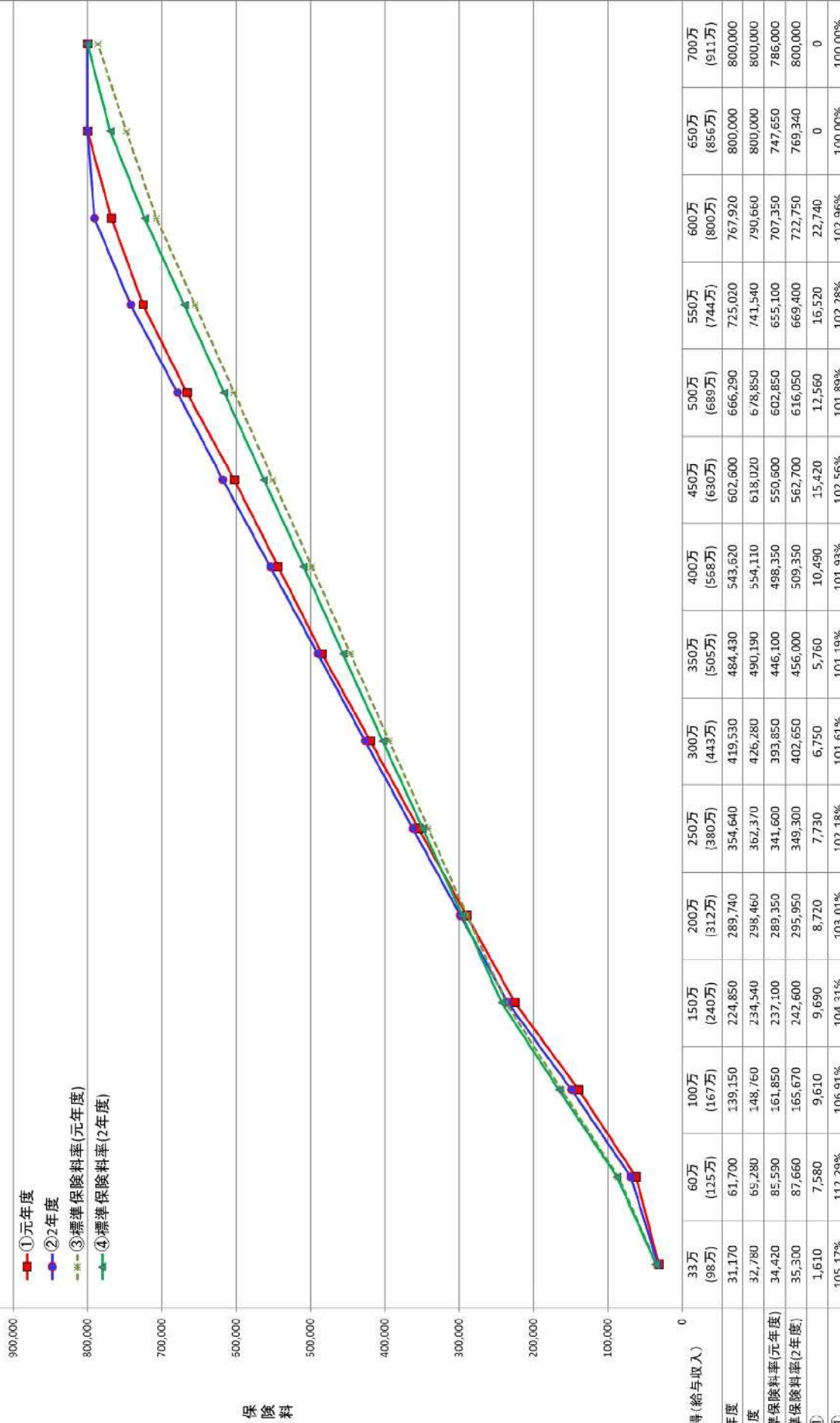
0

保
險
料

所得(給与収入)

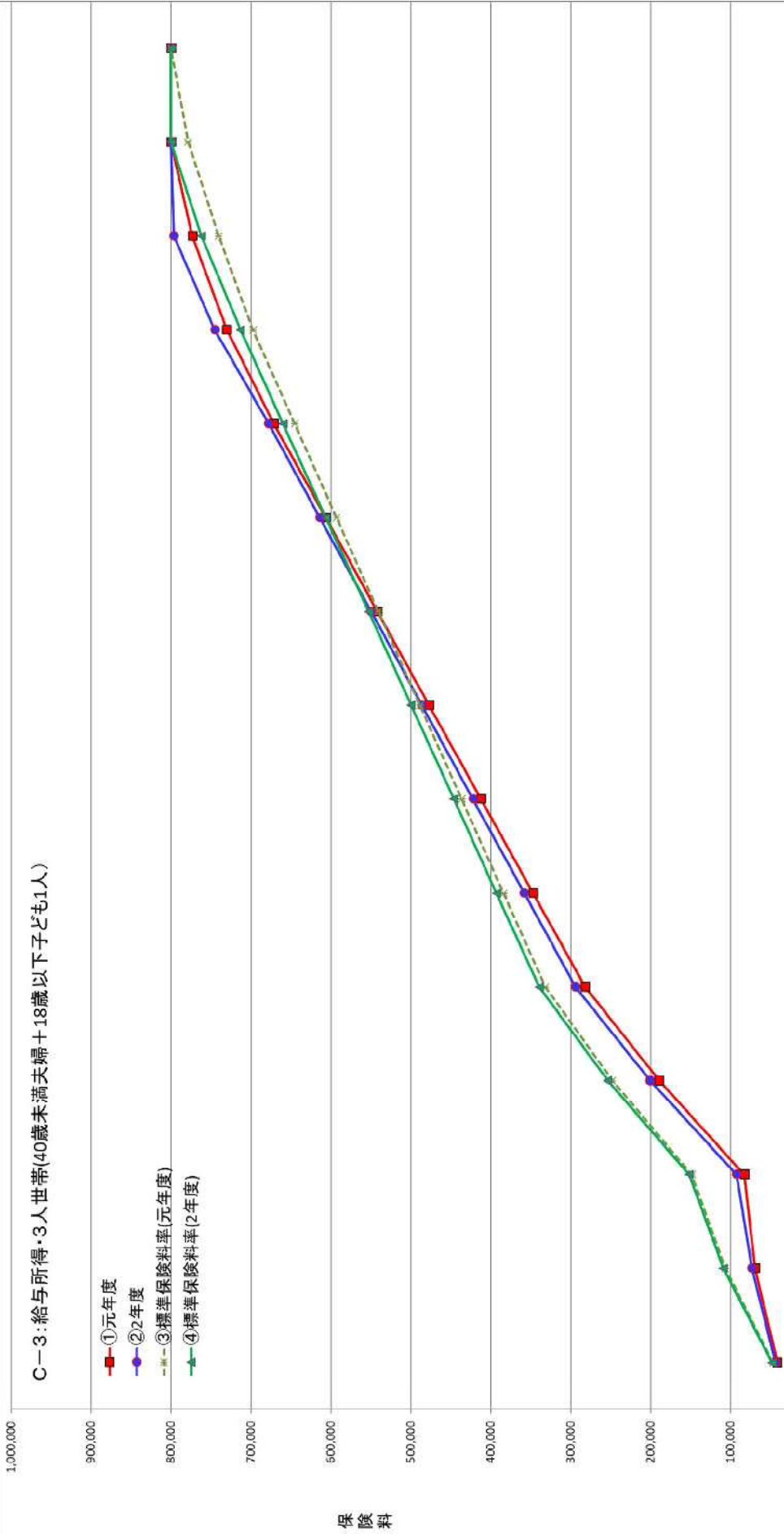
	33万 (98万)	60万 (125万)	100万 (167万)	150万 (240万)	200万 (312万)	250万 (380万)	300万 (443万)	350万 (505万)	400万 (568万)	450万 (630万)	500万 (689万)	550万 (744万)	600万 (800万)	650万 (856万)	700万 (911万)
①元年度	20,500	69,220	154,150	213,130	272,110	331,090	390,070	449,050	508,030	567,010	625,990	691,320	734,220	777,120	800,000
②2年度	21,300	70,020	156,680	218,390	278,560	338,740	398,910	459,080	519,250	579,430	639,600	699,770	755,230	799,780	800,000
③標準保険料率(元年度)	21,670	64,350	142,360	194,610	246,860	299,110	351,360	403,610	455,860	508,110	560,360	612,610	664,860	716,420	754,770
④標準保険料率(2年度)	22,170	65,770	145,480	198,830	252,180	305,530	358,880	412,230	465,580	518,930	572,280	625,630	678,980	732,330	776,360
②-①	800	800	2,530	5,260	6,450	7,650	8,840	10,030	11,220	12,420	13,610	8,450	21,010	22,660	0
②/①	103.90%	101.16%	101.64%	102.47%	102.37%	102.31%	102.27%	102.23%	102.21%	102.19%	102.17%	101.22%	102.86%	102.92%	100.00%

C-2: 給与所得・2人世帯(40歳未満夫婦)



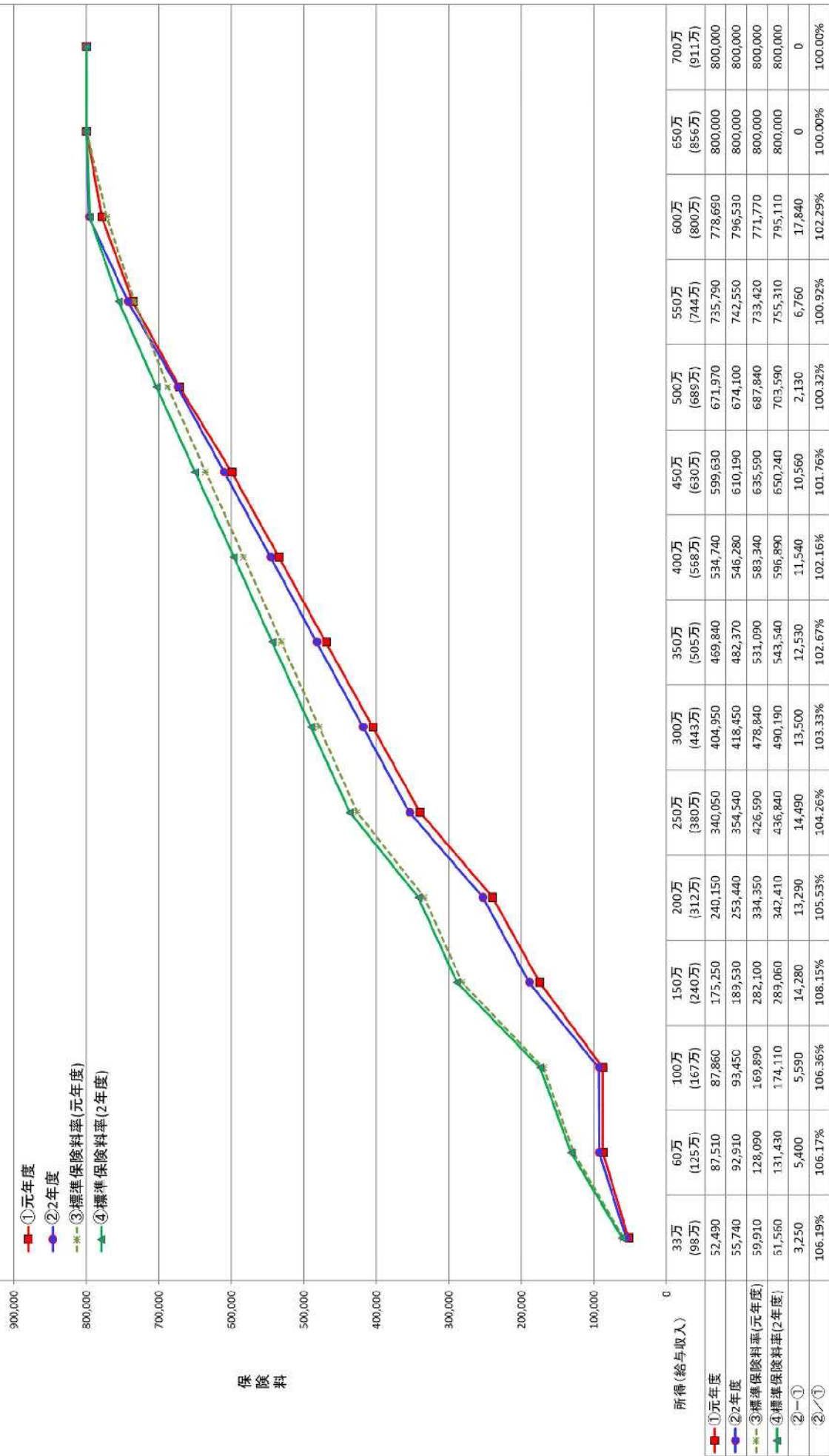
所得(給与収入)	33万 (98万)	60万 (125万)	100万 (167万)	150万 (240万)	200万 (312万)	250万 (380万)	300万 (443万)	350万 (505万)	400万 (568万)	450万 (630万)	500万 (689万)	550万 (744万)	600万 (800万)	650万 (856万)	700万 (911万)
①元年度	31,170	61,700	139,150	224,850	289,740	354,640	419,530	484,430	543,620	602,600	666,290	725,020	767,920	800,000	800,000
②2年度	32,780	65,280	148,760	234,540	298,460	362,370	426,280	490,190	554,110	618,020	678,850	741,540	790,660	800,000	800,000
③標準保険料率(元年度)	34,420	85,590	161,850	237,100	289,350	341,600	393,850	446,100	498,350	550,600	602,850	655,100	707,350	747,650	786,000
④標準保険料率(2年度)	35,300	87,660	165,670	242,600	295,950	349,300	402,650	456,000	509,350	562,700	616,050	669,400	722,750	769,340	800,000
②-①	1,610	7,580	9,610	9,690	8,720	7,730	6,750	5,760	10,490	15,420	12,560	16,520	22,740	0	0
②/①	105.17%	112.29%	106.91%	104.31%	103.01%	102.18%	101.61%	101.19%	101.93%	102.56%	101.89%	102.28%	102.96%	100.00%	100.00%

C-3: 給与所得・3人世帯(40歳未満夫婦+18歳以下子ども1人)



所得(給与収入)	33万 (98万)	60万 (125万)	100万 (167万)	150万 (240万)	200万 (312万)	250万 (380万)	300万 (443万)	350万 (505万)	400万 (568万)	450万 (630万)	500万 (689万)	550万 (744万)	600万 (800万)	650万 (856万)	700万 (911万)
①元年度	41,830	65,730	82,930	189,660	282,460	347,350	412,250	477,140	542,040	606,480	671,530	730,410	773,310	800,000	800,000
②2年度	44,260	73,780	92,930	201,110	294,550	358,460	422,370	486,280	550,200	614,110	678,020	745,460	796,690	800,000	800,000
③標準保険料率(元年度)	47,160	106,840	148,640	248,100	331,850	384,100	436,350	488,600	540,850	593,100	645,350	697,600	740,540	778,890	800,000
④標準保険料率(2年度)	48,430	109,550	152,230	254,030	339,720	393,070	446,420	499,770	553,120	606,470	659,820	713,170	762,330	800,000	800,000
②-①	2,430	4,050	10,000	11,450	12,090	11,110	10,120	9,140	8,160	7,630	6,490	15,050	23,380	0	0
②/①	105.81%	105.81%	112.06%	106.04%	104.28%	103.20%	102.45%	101.92%	101.51%	101.26%	100.97%	102.06%	103.02%	100.00%	100.00%

C-4: 給与所得・4人世帯(40歳未満夫婦+18歳以下子ども2人)



所得(給与収入)	33万 (98万)	60万 (125万)	100万 (167万)	150万 (240万)	200万 (312万)	250万 (380万)	300万 (443万)	350万 (505万)	400万 (568万)	450万 (630万)	500万 (689万)	550万 (744万)	600万 (800万)	650万 (856万)	700万 (911万)
①元年度	52,490	87,510	175,250	240,150	340,050	404,950	468,840	534,740	599,630	671,970	735,790	796,530	800,000	800,000	800,000
②2年度	55,740	92,910	189,530	253,440	354,540	418,450	482,370	546,280	610,190	687,840	742,550	771,770	795,110	800,000	800,000
③標準保険料率(元年度)	59,910	128,090	240,150	340,050	404,950	478,840	531,090	599,630	671,970	735,790	796,530	800,000	800,000	800,000	800,000
④標準保険料率(2年度)	51,580	131,430	289,060	342,410	436,840	490,190	543,540	596,890	676,760	733,420	795,110	800,000	800,000	800,000	800,000
②/①	3,250	5,400	14,280	13,290	14,490	13,500	12,530	11,540	2,130	6,760	17,840	0	0	0	0
②/③	106.19%	106.17%	108.15%	105.53%	104.26%	103.33%	102.67%	102.16%	101.76%	100.92%	100.32%	100.92%	102.29%	100.00%	100.00%